

川崎港コンテナターミナルへのR T G導入促進に係る
利用料金減免基準

平成30年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎港を利用する港湾運送事業者（以下「事業者」という。）による川崎港コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）へのラバータイヤ式トランスファークレーン（以下「R T G」という。）の導入促進を図るため、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）及び川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）に規定する港湾施設の利用料金を減免する場合の基準その他必要な事項を定める。

(減免の目的)

第2条 この基準に定める減免は、次に掲げるところにより、川崎港の振興を図ることを目的として行うものとする。

- (1) 事業者がターミナルへR T Gを導入するに際し、導入の初期に係る事業者等の費用負担の軽減を図ること。
- (2) 事業者が荷役作業を行う者に対しR T Gの操作技術等の向上させることにより、R T Gによる安全、確実な荷役体制を構築すること。

(減免の対象)

第3条 この基準に基づく減免の対象となる港湾施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 荷さばき地

(2) 事務所付帯施設

ア 川崎コンテナ荷役機械置場（以下「荷役機械置場」という。）

イ 川崎コンテナメンテナンスショップ（事務室、会議室等を除く。以下「メンテナンスショップ」という。）

(荷さばき地利用料金の減免)

第4条 荷さばき地の利用料金の減免の期間及び減免割合は、次のとおりとする。

(1) 技術習得期間 RTGの稼動の日から3か月間は、当該RTGにより荷役作業を行う荷さばき地のうち、指定管理者が認める範囲の利用料金を免除する。

(2) 本稼動期間 技術習得期間の終了した日の翌日から9か月間は、技術習得期間において指定管理者が利用料金を免除することを認めた範囲の荷さばき地の利用料金を2分の1減額する。

2 技術習得期間は、RTGによる荷役作業を行う者の操作技術の向上、RTGの特性の習得、及び安全、確実な荷役作業体制の構築を図るための期間とし、RTGの導入から1か月間においては、当該荷さばき地におけるコンテナ貨物の蔵置量は、蔵置可能量の2分の1程度とする。

3 技術習得期間及び本稼動期間においてRTGの点検、維持補修により稼動を停止した場合においても期間の延長は行わない。ただし、RTGに欠陥があった場合など、事業者の責めによらない理由で1か月以上にわたり使用を中断した場合は、この限りでない

(荷役機械置場利用料金の免除)

第5条 事業者が使用許可を受けた荷さばき地に設置された荷役機械置場にR

T Gを置く場合は、荷役機械置場に係る利用料金を免除する。ただし、R T Gを故障その他の理由で3か月以上にわたり使用していない場合は、3か月を越えた日から利用料金を徴収するものとする。

(メンテナンスショップ利用料金の免除)

第6条 事業者が新たに導入したR T Gの稼動の日から5年間は、事業者又は事業者から委託を受けた者がR T Gの維持補修等のため必要とし、指定管理者が認める範囲においてメンテナンスショップの利用料金を免除する。

(減免の申請)

第7条 減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第1条の7第2項に規定する施設の利用許可申請を行うと同時に、次に掲げる事項を記載した文書により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 利用料金の減免を申請する港湾施設、その区域及び面積
- (3) 導入するR T Gの規格、性能
- (4) その他必要な事項

(減免の決定等)

第8条 指定管理者は、前条の申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

2 指定管理者は、前項の決定を行う場合において必要があると認めるときは、減免を行う港湾施設を一部に限定し、減免の期間を短縮することができるものとする。

3 指定管理者は、第1項の決定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付して決定することができるものとする。

(減免の取消し)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の減免の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 減免が規則第4条の3第4号に適合しなくなつたと認められるとき。

(2) 減免を受けている者が、故意又は重過失により、ターミナルの港湾施設を損傷又は汚損し、使用を妨げ、その他ターミナルに損害を与えたとき。

(3) 減免申請に不正があつたとき。

(4) その他、港湾施設の不正な利用等、減免を継続することが公序良俗に違反し、又は公益に反すると認められるとき。

附 則 (平成30年3月28日)

(施行期日)

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(関連規定の廃止)

2 川崎港コンテナターミナルへのRTG導入促進に係る港湾施設使用料の減免に関する要綱(平成28年6月1日施行)は廃止する。